

新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ行事等の開催基本方針

令和3年5月12日決定

1 趣旨

心身の健全な発達や健康の維持・増進のためには、運動・スポーツが必要です。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施区域（以下「対策実施区域」という。）については、不要不急の外出自粛が求められているところですが、これらの対象区域外を含め、外出の自粛が続き、屋内で過ごす時間が長くなると、運動不足やストレスから心身に悪影響をきたす健康二次被害の問題が生じる可能性があります。

そこで、守谷市において市民等を対象に実施するスポーツ行事等については、感染対策を講じた上で、安全・安心に運動・スポーツを実施することができるよう機会の確保に努めるとともに、開催に係る基本方針を定めることとします。

2 施設の使用

対策実施区域においては、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、公立のスポーツ施設の使用人数の制限や時間短縮等の対策を講じるものとします。

しかし、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出自粛の対象外であるとされています。

特に、子どもたちについては、成長過程における心身の健全な発育・発達の観点からも、運動・スポーツを行うことは大切であることから、感染状況に応じて、万全の対策を講じた上で安全・安心に運動・スポーツを行える機会の確保に努めるものとします。

3 態度決定（中止の判断）

スポーツ行事等の開催日前の状況（行事等の規模により、概ね1か月前

～1週間前)において、次の事項のいずれか一つに該当するときは、市民等参加者の安全を最優先に考え、原則として中止とします。

- (1) 茨城県に対し、緊急事態宣言が発令されている。
- (2) 守谷市が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されている。
- (3) 感染状況が、茨城版コロナN e x t (コロナ対策指針)の「S t a g e 4」の状態である。
- (4) 茨城県による新型コロナウイルス「感染拡大市町村」に指定されている。

なお、開催時までには、急激な感染拡大により、上記の基準に該当することが予想される場合は中止を検討します。

4 感染拡大の防止

(1) 参加者及び体調確認

主催者は、行事等参加者に対して、以下の事項を記載した書面を提出してもらうこととします。なお、団体で参加する場合は、代表者に参加者全員分をとりまとめてもらうこととします。

① 氏名、年齢、居住地、連絡先(電話番号など)

※主催者は個人情報の取り扱いには十分注意します。

② 当日の体温

③ 当日の2週間前からの以下の項目の有無

なお、一つでも該当又は不明がある場合は、参加を制限することとします。

ア 平熱を超える発熱

イ せき、のどの痛みなど風邪の症状

ウ 倦怠感、息苦しさ

エ 嗅覚、味覚の以上

オ 体調不良(体が重く感じる、疲れやすいなど)

カ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触

キ 家族、友人など身近な知人に感染が疑われる者がいる

ク 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要としている国、地域等への渡航や在住者との濃厚接触

(2) 開催時の対応策

運動・スポーツをする際の休憩時や屋内の活動は、感染リスクが比較的高い状態とされています。

主催者は、以下に留意し必要な措置を講じるものとします。

- ① 休憩スペース等の広さにゆとりを持たせるか人数制限をし、密にならないような空間とします。また、参加者に対しては、休憩時はマスクを着用し、休憩スペース等において対面での食事や会話を避けるよう徹底します。
- ② 屋内では換気に配慮し、換気扇を常時運転又は換気用の窓を開けます。(気温が低い場合は、室温が下がらない範囲内で対応することとします。)
- ③ 共用するスポーツ用具、ドアノブ、取手、テーブル、イスなどについては、消毒剤を用意し、参加者が適宜消毒します。
- ④ 入退館(室)時等用のアルコールなどの手指消毒剤を用意します。

(3) 開催後の対応策

- ① 参加者は、開催後2週間の検温を実施することとし、体調不良等の症状が出た場合は医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症の陽性者の判定があった際は、速やかに主催者に報告をするものとします。
- ② 主催者は、感染が確認された場合に備え、4の(1)で参加者から提出された書面を、一定期間保存するものとします。(1か月程度)

また、参加者から後日、新型コロナウイルス感染症の陽性者と判定があったとの報告に備え、関係者への連絡体制を事前に整理しておくものとします。

【参考】

- ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日スポーツ庁作成、令和3年2月17日最終改定)
- ・「緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について」(令和3年1月8日付 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡)